

令和7年度第7回あわら市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年10月28日（火）午後1時30分から午後2時30分まで

2. 開催場所 あわら市役所 3階 全員協議会室

3. 出席委員（11人）

会長 13番 加藤 秀信

会長職務代理者 2番 田川 幹雄

委員 3番 田嶋 瞳 4番 川崎 善徳

6番 塚田 倫一 7番 石谷 吉昭

8番 中嶋 豊美 9番 田崎 正實

10番 石田 繼治 12番 炭田 学

14番 朝倉 雪

4. 欠席委員（3人） 1番 吉村 智和 5番 江川 直美 11番 堀川 治夫

5. 議事日程

第1 開会

第2 会長挨拶

第3 業務報告

第4 議事録署名人の指名

第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 現況証明願について

議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議案第5号 あわら市地域計画変更（案）に対する意見について

報告第1号 電気通信事業施設等の設置届出の報告について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約通知の報告について

いて

第6 その他

(1) その他

第7 閉会

6. 事務局 局長 山本 紹央 局長補佐 藤井 恭代

主査 板東 裕美 主事 坪川 智美

7. 会議の概要

| | |
|------------------------------|---|
| ◇開会宣言 | |
| ◇会長あいさつ | |
| ◇定足数の確認 | |
| 事務局 | 出席席状況報告。 委員総数24名中、出席委員19名。農業委員総数14名の過半数の出席。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議成立。 |
| ◇業務報告 | |
| 事務局 | 【業務報告】 |
| ◇議事録署名人の指名 | |
| 議長 | 日程第4「議事録署名人の指名」を行います。本日の議事録署名人は、7番・石谷委員、8番・中嶋委員の両名にお願いいたします。 |
| ◇議事 | |
| 議長 | 続きまして、日程第5 議事に入ります。 |
| ◇ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について | |
| 事務局 | 【事務局説明】 |
| 議長 | 次に、地区担当委員の説明を求めます。 番号1番について、9番 田崎委員お願ひいたします。 |
| 9番 | 番号1番について、事務局の説明どおり問題ないと思われます。以上です。 |
| 議長 | 続いて、番号2番は私の方から説明します。 番号2番について、事務局の説明どおり問題ないと思われます。以上です。 それでは、これらの案件についてご質問はありますか？ |
| 12番 | 5ページなんですか？ 第2項第2号のところに、○○さんが農地所有適格法人以外の法人による取得というふうに書かれています。その隣の△△さんのところには、譲受け人は、個人であり、適用なしというふうに書かれています。譲受人とは、○○さんのことだと思いますが、これは、○○さんのくだりのところは、法人による取得と書かれていて、その隣には個人ということで書かれているんですけど、これは法人ではなくて、個人という形での表現のものですか？ 両方ともこの言葉は成立するんでしょうか？ |
| 事務局 | この調査書なんですか？ 縦に書いてある第2項の第1号から6号について、右の方に判断の理由を書かせてもらっているので、今おっしゃった2号は、農地法人以外の法人による取得ではないかという確認事項なんですか？ それについて、真ん中の判断の理由としては、譲り受け人が○○さん個人であり、適用しないというふうな見方をしておりますので、説明が不十分かもしれないんですけど、横に、1号から6号の判断理由を書かせてもらっているような様式になっております。 |
| 12番 | そうすると、解釈としては、農地所有適格法人以外の法人による取得なんかどうかというチェックポイントに対して、真ん中のものについては、譲り受け人は個人であり、適用なしということで、法人ではありませんということを言いたいんですか？ |
| 事務局 | 法人ではありません。個人の取得になります。要件のところについては、第2号の要件は、農地所有適格法人以外の法人による取得に該当するかしないかっていうことを要件として挙げているので、こちらには該当し |

| | |
|------------------------------|---|
| | ないっていうことをお伝えしたかったものになります。 |
| 12番 | わかりました。では、該当せずという表現を簡単にした方が良かった。法人には該当しないとかいうことで、そのチェックポイントについては問題ないですよ、みたいな表現になると理解しやすいので、ぜひお願ひします。 |
| 事務局 | 補足させてください。この様式自体の見方がちょっと見づらかったというご指摘だと思います。上に書いてあります、譲受人が○○さんで、上の方の譲渡人が△△さんと下に連続して列があるものですから、その方の適用だというふうに見えるということのご指摘だと思います。「判断の理由」と「該当」というところが項目として、その下は、左側の2項第1号から6号のそれぞれの理由と、該当するかしないかという欄の作りとなっております。「譲渡人」と「判断の理由」とこの表の間に隙間を空けるなど表を見やすくするようにいたします。 |
| 12番 | わかりましたけど、要は、法人による取得かどうかということを聞かれている文言に対して、法人による取得ではありません、というのが、一番理解しやすかったので、その辺も今後わかりやすくお願ひします。 |
| 7番 | 同じ物件なんですけど、3番のところの地図を見ると、これ間違いなく畠ですか？見た限り、畠に見えないんですけど。 |
| 事務局 | 畠になっています。 |
| 議長 | 他にご質問ありませんか？ |
| | (質問なし) |
| 議長 | 他にないようですので、採決にはいります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」許可する事に賛成の方の挙手を求めます。 |
| | (挙手多数) |
| 議長 | 賛成多数です。よって、許可相当と認めます。 |
| ◇ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について | |
| 事務局 | 【事務局説明】 |
| 議長 | 次に、地区担当委員の説明を求めます。 10番・石田委員 お願ひします。 |
| 10番 | この案件について、事務局の説明のとおり問題ないと思います。 |
| 議長 | 次に、本件について本日、現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、9番・田崎委員に調査結果の報告をお願いします。 |
| 9番 | 本日9時より、石田委員と事務局1名と私3人で現地確認をいたしました。特に問題ないと思われます。 |
| 議長 | はい、ありがとうございます。 それでは、この案件について、ご質問はありませんか |
| | (質問なし) |
| 議長 | 質問がないようですので採決に入ります。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」県に進達する事に賛成の方の挙手を求めます。 |
| | (挙手多数) |
| 議長 | 賛成多数です。よって県に進達するものと致します。 |
| ◇ 議案第3号 現況証明願について | |

| 事務局 | 【事務局説明】 |
|-----|---|
| 議長 | <p>次に、地区担当委員の説明ですが、番号1番および番号4番については私の方から説明いたします。</p> <p>番号1番、番号4番については、事務局の説明どおり問題ないと思われます。</p> <p>次に2番について、10番・石田委員お願いします。</p> |
| 10番 | この案件について、事務局の説明どおり問題ないと思われます。 |
| 議長 | ありがとうございました。次に番号3番について、3番・田嶋委員お願いいたします。 |
| 3番 | 3番につきましては、事務局の説明どおり何ら問題ないと思われます。以上です。 |
| 議長 | ありがとうございました。次に、本件について、本日、現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、9番・田崎委員に調査結果の報告をお願いします。 |
| 9番 | 本日9時から石田委員、事務局1名、私の3人で現地確認いたしました。いずれも、事務局の説明通り問題はないと思われます。以上です。 |
| 議長 | はい、ありがとうございます。 それでは、この案件について、ご質問はありますか。 |
| 7番 | <p>単純なことで申し訳ないんですけど、2番の〇〇区の集落センター建築の件も3番も4番もそうなんですけど、家を建ててるってことは、建築確認とってるんですよね。そうすると、畠でも家建てられるんですか？</p> <p>だから、今、農地から非農地に変えようということでしょう？ってことは、物が畠の上に立ってるっていうことは、どういうことなんですか？ちょっと説明してください。</p> |
| 事務局 | 当時のことでの可能性としてなんですけれども、農地転用をしても、登記上の手続きをされていないというケースがあるんですね。そういうことで、登記上がまだ畠のままにしてあったので、今回、登記を確認して畠だったということで、現況証明願いの手続きをされるというケースもあります。 |
| 7番 | <p>単純に考えますけど、畠のままで建てました。建築確認とてやったとしても、現況で課税してるんだから、固定資産税とはかかるでしょう？けれども、その時に行政とすれば、農地転用が終わっているかどうか確認しないんですか？他の農業委員会ってすごい厳しいよ。もう一度更地に戻してから申請してってやられますよ。あわらの農業委員会、たるくてどうもならない。</p> <p>議案を出したときに、しっかりと説明してくださいね。どういう条件でこの許可を出したんか？建物を建てるのに、建築確認取れなかつたら立てられない。</p> |
| 事務局 | 現在のやり方ですと、建設課から関係部署等に、いろいろな確認事項ということで回ってきていますし、こちらでも確認はしています。 |
| 7番 | <p>言つてることはよく理解できるんですよ。</p> <p>それは、以前の話だからっていう話でしょうけれども、そうじゃなくて、ちゃんと法律上基づいたら、非農地にしたいっていうことであれば、もう一度畠に戻した上で、非農地にする許可を出さないと、こんなもん、要是、もうすでに認めているということですよ。</p> <p>それと、ちょっと大変申し訳ないですけど、これに関連してなんですが、農業委員が調査に行くでしょう？当日の朝に行ってダメだったら、議題はどうするつもりなんですか？やっぱり数日前にやるべきだと思うんだけど。当日にやって、ここに議題がもう出てるわけじゃないですか？事前にもう作っているわけでしょう。それとも、調査終わってからこの書類作ってるんですか？それが私、ちょっと不思議でどうしようもない。普通の</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>企業なら、こんなこと考えられないですよ。</p> <p>だって、他のところ、厳しいところは、こういう条件が出てきたら、もう一度農地に戻せと、それから申請せいいっていう話になりますよ。特にね、〇〇市なんかほんと厳しい。現地確認とか本当厳しいですもん。明確に教えてほしいんです。いや、もう40年代って言うんですから、そういう法律的なことはなかったんでしょうけれども、それにしても、今の法律に合わせてやつたら、農地に建物が建っていること自体がおかしいでしょ。それは、農業倉庫とか農業用の建物ならわからんでもないけど、それに従つて、建築確認に必要なんですから、ちょっとその辺わかるように説明してください。</p> |
| 事務局 | <p>当時の法律であつたりっていうところで、見過ごされたじゃないですか、そのときは通つてしまつていて、登記しないまま終わつていてるといつたふうに受け取つております。</p> |
| 議長 | <p>自分、ちょっとうろ覚えで分からんのですけど、建築確認は、阪神淡路大震災以降ぐらいからとつたと思うんです。</p> <p>それ以前のやつは、大体、建築確認はなしで、黙つて潜りで建てている家が多かつたと思います。だから、今になつて畠であつたり、そんなのが出てくるんです。</p> |
| 7番 | <p>いやいや、言つてることはわかるんですけど、当然ね。</p> <p>今、税金って現況課税ですね。現況課税した時に、建築確認をとつてないかは、行政が調べるべきじゃないかと言つてゐる。それをせずにほつといて、こういうものにかけてくること自体がおかしいでしょって言つてゐる。</p> <p>会長言つてることよくわかるんです。言いたかったのは、これを一回、法律的にきつと出してくださいって、何年頃までは、建築確認しなくともこういうふうにできたとかだから、ここでいくら話しても、全然、意味わからんし、説明している方もわからんと思うんですよ。</p> <p>法律上、いつからこういうものが必要になつたとかつていうこと条件があるはずなので、それを明確に次回の時に教えていただければいいので。</p> <p>私、決して反対をするつもりで言つてゐるわけじゃないので、それをやつぱり理解するということが非常に大切だと思うし、我々の農業委員もあのあと2年数カ月やらなあかんので。ちゃんと理解をしてないと、ダメだなと思つたので、ちょっと質問をしたわけです。</p> |
| 12番 | <p>基本的に、農地を守るのが農業委員会であり農業委員の関連者という形になつてゐるので、その中で、勝手に農地を使つたりすることが平氣で行われてしまう。今でも行つてゐるかもしれないということに、なんか歯止めをかけるためには、私どもの仕事の仕方がどうあるべきか、事務局がどうあるべきかというのを一度見直していかないと、これから先も同じようなことが起きるのではないかということも、やっぱりいい事例として見ていつたほうがいいんではないかな、というふうに思ひますけどね。</p> |
| 事務局 | <p>ありがとうございます。また、課税の方とか建築確認の体制づくりがいつから始まつたのかとかにつきましては、お調べしてご報告したいと思います。</p> |

| | |
|--|--|
| 12番 | これから仕事もそうしていただかないと、結局、歯止めがかからない状態で、後追い処理みたいな形をやっていくのは、農地を守るんだという、最初の7月1日の趣旨からすると、無茶無茶な状態を横行されている。それに対して、何の問題意識もなければ、もっとずさんになってくるのではないかということで、今回の〇〇委員が言われたように、なんでこうなったの?ということを振り返りながら、そこに対して、今後どういうふうな対応をしていかないと、これから先も続くことに対する歯止めがかからないということに対する仕事の方に展開していただければ、非常に私どもとしてはありがたい。 |
| 事務局 | この件の経緯もそうですし、これから新規発生予防についても、視野に入れて努めたい。 |
| 議長 | 他にご質問ございませんか? |
| | (質問なし) |
| 議長 | ないようすで採決に入ります。先ほどの建築確認がいつごろから始まつたとか、いろいろなことを次回に説明していただきまして、議案第3号「現況証明願について」非農地と判断することを承認される方の挙手を求めます。 |
| | (挙手多数) |
| 議長 | 賛成多数です。よって、承認することといたします。 |
| ◇ 議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について | |
| 事務局 | 【事務局説明】 |
| 議長 | それでは、本案について、何かご質問はありませんか。 |
| | (質問なし) |
| 議長 | それでは、質問がないようすで採決に入ります。それでは、まず、再設定の番号1番について「意見なし」とすることに賛成の方の挙手を求めます。 |
| | (挙手多数) |
| 議長 | はい、賛成多数です。次に、新規設定の番号2番について「意見なし」とすることに賛成の方の挙手を求めます。 |
| | (挙手多数) |
| 議長 | 賛成多数です。よって意見なしと決定することとし、あわら市に対してその旨回答いたします。 |
| ◇ 議案第5号 あわら市地域計画変更(案)に対する意見について | |
| 事務局 | 【事務局説明】 |
| 議長 | 法案についてご質問ございませんか? |
| | (質問なし) |
| 議長 | それでは質問がないようすで、採決に入ります。議案第5号について、「意見なし」とすることに賛成の方の挙手を求めます。 |
| | (挙手多数) |
| 議長 | 賛成多数です。よって「意見なし」と決定することといたします。 |
| ◇ 報告第1号 電気通信事業施設等の設置届出の報告について | |

| | |
|---|---|
| 事務局 | 【事務局説明】 |
| 議長 | 次に、地区担当委員の説明を求めます。番号1番について、9番・田崎委員お願ひいたします。 |
| 9番 | これも現地調査に今朝行ってきて、特別問題はないと思われます。以上です。 |
| 議長 | 次に、本件について本日、現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、10番・石田委員に調査結果の報告をお願いいたします。 |
| 10番 | この件について、事務局の説明どおり問題ないと思われます。 |
| 議長 | 本件について、何かご質問ございませんか？ |
| | (質問なし) |
| 議長 | 質問がないようですので、報告第1号を終わります。 |
| ◇ 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について | |
| 事務局 | 【事務局説明】 |
| 議長 | 本件について、何かご質問はありませんか。 |
| | (質問なし) |
| 議長 | 質問がないようですので、報告第2号を終わります。 |
| ◇ 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約通知の報告について | |
| 議長 | 次に、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約通知の報告について」事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | 【事務局説明】 |
| 議長 | 本件について、ご意見、ご質問はありませんか。 |
| | (質問なし) |
| 議長 | ご質問がないようですので、報告第3号を終わります。 |
| ◇ その他 | |
| 議長 | 次に、その他の(1)その他について事務局の説明を求めます。 |
| | 【(1)事務局説明】 |
| 議長 | 他にございませんか。 |
| | (なし) |
| ◇ 閉会 | |
| 議長 | 他にないようですので、以上をもちまして、本日の会議を閉じます。慎重なるご審議を賜り、ありがとうございました。 |

令和7年10月28日

議長

委員

委員